

# 重要事項説明書

当事業者の訪問看護提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。  
(令和6年6月現在)

## 1 事業者の概要

### (1) 名称等

名称	静岡県厚生農業協同組合連合会 訪問看護ステーションときわ
所在地	〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目2番1号
電話番号	053-401-0100
法人種別及び名称	静岡県厚生農業協同組合連合会
代表者職	代表理事理事長
代表者氏名	荒田 庄治
管理者氏名	鈴木 真理子
介護保険事業者番号	2267190052
医療機関コード	7190052
指定年月日	平成8年4月1日
サービスを提供する 通常の実施地域	浜松市中央区（旧西区・旧北区以外）、他の地域は交通費を含め要相談

### (2) 同事業所の職員体制等

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名		1名
サービス提供職員	看護師	3名	1名	4名
サービス提供職員	OT・PT ・ST			必要に応じ配置

### (3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日	但し、祝日・年末年始（12/30～1/3）・ その他理事長の定めた日・開院記念日を除く
営業時間	8:30～17:00	

### (4) その他

自然災害が発生した場合は、事業所は緊急加算を取らせていただいている利用者に対しても、サービス提供が出来なくなる場合があります。また、訪問中であっても訪問を中止する場合があります。

## 2 訪問看護サービスの概書

- (1) 訪問看護サービスの内容（所要時間は利用者の状況によって変わってきます。時間と内容の組み合わせは、居宅サービス計画作成時に介護支援専門員に相談下さい）

30分未満	病状の観察 介護相談+ベッド上での簡単なリハビリテーション おむつ交換 体位変換（床ずれの予防）等
30分～60分未満	（病状の観察介護相談に下記の3種類程度の組み合わせ） 清拭又は自宅の浴槽で可能な入浴介助 カテーテルの管理 褥瘡の処置 排泄介助 栄養食事療法に関する相談 ターミナルケア リハビリテーション
60分～1時間30分未満	上の内容に外への散歩等（リハビリテーション） 複雑な医療処置（医師の指示による）

- ・その他 医療・介護保険に関する相談サービス提供事業者、介護支援専門員との連携等

医療保険訪問看護サービス内容（健康相談・病状観察・リハビリ・医師の指示による医療処置・  
家屋改善の相談・日常生活の看護・認知症の看護・介護相談）

## (2) 利用料金

- ・要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度法規定により各利用者の負担割合に応じた額となります。
- ・あなたの被保険者証に支払い方法変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載）があったときは、10割の料金をいただきます。  
この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を各市介護保険課の窓口  
に提出して、払い戻しを受けて下さい。
- ・利用料は月末にしめ、翌月27日に指定口座から引き落としとなります。